

令和6年度

菰野町水道事業会計補正予算(第1号)

三重県三重郡菰野町

令和6年度菰野町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度菰野町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入)

第2条 令和6年度菰野町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かっこ書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「473,312千円」は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「41,698千円」、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金「431,614千円」で補てんするものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	125,310千円	△6,466千円	118,844千円
第1項	企業債	30,000千円	△4,000千円	26,000千円
第4項	国庫補助金	16,660千円	△2,466千円	14,194千円

(債務負担行為)

第3条 予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
建設改良費 ライフライン機能強化事業	令和7年度	210,000千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のように補正する。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
建設改良事業	30,000千円	26,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和6年12月2日提出

菰野町長 諸岡 高幸

令和6年度菰野町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書
資本的収入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
資本的収入			125,310	△ 6,466	118,844
	企業債		30,000	△ 4,000	26,000
		企業債	30,000	△ 4,000	26,000
	国庫補助金		16,660	△ 2,466	14,194
		国庫補助金	16,660	△ 2,466	14,194

(単位 千円)

節		備考
区分	金額	
企業債	△ 4,000	配水設備事業資金債
国庫補助金	△ 2,466	ライフライン機能強化事業

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	収益的収入	資本的収入等
口座振替データ伝送 分割統合業務委託	千円 270	令和5年度	千円 80	令和6年度から 令和7年度まで	千円 190	千円 190	千円
建設改良費 配水設備事業	14,000			令和6年度	14,000		14,000
建設改良費 ライフライン機能強化事 業	210,000			令和7年度	210,000		21,000